

記載要領等	現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）
-------	---

《この届出書の提出が必要な方》

贈与者^(注)、特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、その死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合に使用し、この場合以外には「事業用資産についての相続税・贈与税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」を使用してください。

（注） 特例受贈事業用資産の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）により取得したものである場合における当該特例受贈事業用資産に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者（以下「前の贈与者」といいます。）となります。

《記載要領等》

1 表題の「贈与税・相続税」や本文の「贈与者・受贈者・相続人等」などの箇所については、該当する部分以外の文字を二重線で抹消してください。

なお、租税特別措置法第70条の6の8第14項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分		記載例
①	贈与者の死亡の時以前に特例事業受贈者が死亡した場合	第 <u>1</u> 号
②	贈与者が死亡した場合	第 <u>2</u> 号

2 本文の「令和____年____月____日に贈与者・受贈者・相続人等（氏名：____）（住所：____）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

3 「贈与者・受贈者・相続人等との続柄」欄には、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

4 4の【承継会社株式等の内訳等】欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている特例事業受贈者が死亡日の直前において有する承継会社株式等の内訳について、次により記載します。

(1) 死亡日の直前において有する承継会社株式等のうち、当該特例事業受贈者に贈与をした贈与者の免除対象贈与に係るものは「免除対象贈与に係るもの」欄に、それ以外のものは「上記以外」欄に、それぞれ記載してください。

(2) 「前の贈与者に関する事項」欄は、前の贈与者ごとに、その者が贈与をした年月日、氏名及び住所（この届出書を提出する時点の住所）を記載してください。

(3) 「⑧免除を受ける株式等」欄は、死亡した贈与者又は前の贈与者に係る「④死亡日の直前」欄に記載した数又は金額を転記してください。

5 「特例事業受贈者・相続人等」とは

(1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

(2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

6 この届出書の添付書類は、『現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）』の添付書類一覧のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。